

2016 年 期 実務補習所 考査問題

【公認会計士の業務に関する法規 及び職業倫理】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<職業倫理・職業倫理（精神的独立性）>

問 以下文章の空欄①～⑩に当てはまる語句を答えなさい。
 なお、同じ数字の空欄には同じ語句が入るものとする。

倫理規則第8条

会員は、基本原則を遵守するために、次の（ ① ）アプローチを適用しなければならない。

- 一 基本原則の遵守を（ ② ）する要因を認識する。
- 二 認識した（ ② ）要因の重要性の程度を（ ③ ）する。
- 三 基本原則の遵守を（ ② ）する要因の重要性の程度が、許容できる水準ではないと（ ③ ）された場合、（ ④ ）を適用して、（ ② ）要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
- 四 （ ② ）要因の重要性が余りに重要か、（ ② ）要因に対し、（ ④ ）を適用することができない場合、専門業務を辞退するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を解除するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。

公認会計士法第一条

公認会計士は、（ ⑤ ）の専門家として、（ ⑥ ）において、財務書類その他の財務に関する情報の（ ⑦ ）を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

第一条の二

公認会計士は、常に（ ⑧ ）を保持し、その知識及び技能の修得に努め、（ ⑥ ）において（ ⑨ ）かつ（ ⑩ ）にその業務を行わなければならない。

問 あなたは、監査法人の職員である。監査業務の開始前に、独立性のチェックを行ったところ、以下の事項が判明した。

- (1) あなたの配偶者が、当該監査業務の依頼人の株式を最小単位、時価で10万円保有している。
- (2) あなたが、当該監査業務の依頼人に自家用車購入時のローンが50万円あること。
- (3) あなたは、当該監査業務の依頼人と生命保険契約があること。
- (4) あなたの配偶者が、2年前まで当該監査業務の依頼人の役員であったこと。
- (5) あなたの配偶者が、当該監査業務の依頼人の関係会社の役員であること

上記(1)～(5)それぞれのケースにおいて、このままの状態、あなたは当該監査チームに加わり、監査業務を提供することができるか、公認会計士法の観点から、理由を付して答えなさい。

問 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。

問 倫理規則における概念的枠組みアプローチを適用する際のセーフガードの定義について述べなさい。

問 公認会計士法第24条の2及び施行令第10条に定める大会社等に関して下記の空欄に該当する会社を答えなさい。

1. （ ① ）
2. （ ② ）
- 3-12. 銀行、長期信用銀行、保険会社、信用金庫連合会、労働金庫連合会、信用協同組合連合会、農林中央金庫、独立行政法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人、地方独立行政法人

問 公認会計士法第1条に規定する公認会計士の使命と職責について、下記①～⑩の空欄を埋めなさい。

(公認会計士の使命)

第1条

公認会計士は、(①)の専門家として、(②)において、財務諸表その他の財務に関する(③)を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(④)及び(⑤)の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第1条の2

公認会計士は、常に(⑥)を保持し、その(⑦)及び(⑧)の修得に努め、(②)において(⑨)かつ(⑩)にその業務を行わなければならない。

問 公認会計士法は、公認会計士又は監査法人が公認会計士法第2条第2項の業務(非監査業務)のうち一定のものを行っていることにより継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について同条第1項の業務を行ってはならない(同時提供業務の禁止)としています。同時提供が禁止される非監査証明業務を3つ挙げなさい。

問 公認会計士法上の具体的な規制について以下の問いに答えなさい。

- ① 公認会計士法上の大会社等の監査に関して適用される、公認会計士及び監査法人の業務執行社員の継続的関与の制限(ローテーションルール)について、制限されている理由を述べなさい。
- ② 公認会計士法上の大会社等の監査に関して適用される、公認会計士及び監査法人の業務執行社員のローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。
- ③ 大規模監査法人の筆頭業務執行社員に適用されるローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。

問 次の文章の括弧に適切な語句を正確に記入しなさい。なお、同じ語句を用いることがある。

会計事務所等所属の会員は、()、職業又は活動に従事するに当たっては、正当な注意を払い、誠実性、公正性若しくは()を損なう又は損なう可能性があること知りながら、当該業務、職業又は活動に従事してはならず、また、従事することによって、結果としても()に反することがあってはならない。

(倫理規則第10条前段)

会計事務所等所属の会員は、()を提供する際に、依頼人に対する()若しくは依頼人と()の関係を有することなく、又は他の者からの不当な影響を受けず、()を表明すること、また、表明していることに()をもたれないことが求められる。このため、精神的独立性及び外観的独立性の双方を保持することが求められる。

(倫理規則第13条第2項)

職業的専門家としての能力を維持するには、()業務に関連する最新の専門的な()の動向を絶えず把握し()する必要がある。会員は、その能力を絶えず錬磨することによって、職業的専門家としての()業務を実施する能力を高め、維持することができる。(倫理規則注解3第2項)

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする()を受けることなく、()を表明できる精神状態を保持し、()に行動し、()と職業的専門家としての()を堅持できること。

二 外観的独立性

事情に精通し、合理的な()を行うことができる()が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの()の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

(倫理規則注解11)

問 倫理規則では公認会計士の使命はどのようなものとしているか簡潔に答えなさい。

問 日本公認会計士協会が倫理規則を定めている目的を簡潔に答えなさい。

問 倫理規則には、職業倫理上の基本原則を5つ定め、これを会員に遵守しなければならないと定めています。以下の解答欄に5つの基本原則の名称を示し、それぞれの内容を簡潔に答えなさい。

問 平成27年12月22日に金融庁は、大手上場企業の財務諸表監査に関して、担当していた監査法人及び公認会計士7名に対し、懲戒処分を行った。この懲戒処分を受け、日本公認会計士協会は同日付で会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」を公表し、さらには平成28年1月27日付で会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（以下、「会長通牒」という。）を公表した。

後者の会長通牒に関し、以下の設問に答えなさい。

- (1) 会長通牒では「リスク・アプローチに基づく監査」を要請している。あなたはリスクの適切な評価にあたり、何が重要であるか、留意点も含め答えなさい。
- (2) 職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮については従前から注意喚起されていたところであるが、昨今において会計不祥事は減っていない。この点に関し、重要な虚偽表示が生じるリスクの評価、内部統制の評価、実証手続の実施のそれぞれの局面において留意すべき事項を答えなさい。
- (3) 経営者不正が増加している監査環境を踏まえ、経営者による内部統制を無効化するリスクを評価し、それに対する対応手続を実施する際の留意点を答えなさい。
- (4) 会計上の見積りの監査においては、会社からの説明を聴取することで監査手続としているケースが見受けられる。職業的専門家であることを踏まえた場合、あなたならどのような追加手続をすべきか考えるか答えなさい。

問 独立性を阻害する要因には、①自己利益②自己レビュー③擁護④馴れ合い⑤不当なプレッシャーを受ける脅威の5つがある。それぞれの説明に対応する記号を答えなさい。

- (イ) 会員が、専門業務の実施上、客観性が損なわれるほど、依頼人又は所属する組織の立場を擁護すること
- (ロ) 金銭的その他の利害を有していることにより、会員の判断又は行動に不当な影響を与える可能性があること
- (ハ) 会員が、依頼人又は雇用主と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利益に過度にとらわれること、若しくはそれらの者の業務を安易に受け入れること
- (ニ) 会員が専門業務を行うに当たって、会員自身又は所属する会計事務所等が過去に行った判断や業務結果に依拠し、それらを適切に評価しない可能性が生じること
- (ホ) 現実に生じているプレッシャー又は潜在的なプレッシャーにより、会員が不当な影響を受け、公正に行動できなくなること

問 公認会計士は、業務遂行にあたり、企業の機密情報あるいは企業の保有する個人情報入手する機会が多い。情報等の取り扱いには細心の注意を払う必要があるが、下記の行為のうち、適切と考えられるものには○、不適切と考えられるものには×をつけなさい。また、×をつけた行為については、どのようにすべきであったか簡潔に答えなさい。

- (1) クライアントとの宴会の席にパソコンの入ったバッグを持って行った。
- (2) 携帯電話に、クライアント名、担当者氏名をフルネームで保存している。
- (3) 電車の網棚の上にパソコンの入ったバッグをのせて眠ってしまった。
- (4) パソコンのデータは普段から必要最小限としている。
- (5) タクシーに乗った際には、必ず領収書をもらうようにしている。

問 公認会計士 A は、監査補助者として従事していた甲社について、監査の過程で同社が業績の下方修正を行う見込みであることを知った。業績の下方修正という重要事実を公表前に知った A は、友人 B に資金を提供し、甲社株 300 株を信用売りした。その際、これらの取引が、A の行ったものであることが判明しないよう、漫画喫茶のパソコンや B の携帯電話を利用して B 名義の証券取引口座にログインし、甲社株の信用売りや買戻しを行った。後日、甲社は業績の下方修正を発表し、A は 30 万円程度の利益を得た。

その後、公認会計士 A は日本公認会計士協会の規則違反として懲戒処分を受けたが、なぜ処分の対象となるか、その理由を 3 点簡潔に答えなさい。

問 平成 27 年 12 月 22 日に金融庁は、大手上場企業の財務諸表監査に関して、担当していた監査法人及び公認会計士 7 名に対し、懲戒処分を行った。この懲戒処分を受け、同日に日本公認会計士協会は会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」を公表、さらに、翌平成 28 年 1 月 27 日には会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」を公表した。

以下は会長通牒の抜粋である。空欄①～⑫に当てはまる適切な語句を答えなさい。

なお、以下の会長通牒は簡略化しており、【 】は作問者が補足したものである。

会長通牒

公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組

平成 28 年 1 月 27 日
日本公認会計士協会
会長 森 公高

監査人は、(①) 市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては、厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計 (②) は、監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

【下記の点の詳細説明については省略】

1. (③) に基づく監査
2. 職業的専門家としての (④)
3. (⑤) による内部統制を無効化するリスク
4. 会計上の (⑥) の監査
5. 監査チーム内の (⑦) 共有
6. (⑧)

【監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められる】

7. 監査 (⑨) ・期間の確保

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は (⑩) の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の (⑪) ・ (⑫) 等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計 (②) が繰り返されることのないよう、職業的 (④) をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。

以 上

問 以下の説明のうち、適切と考えられるものには○を、不適切と考えられるものには×をつけなさい。

- (1) 聖職者、医師、弁護士及び公認会計士は全てプロフェッションである。
- (2) インサイダー取引をしても、利益を得なければ処罰されない。
- (3) 外観的独立性は、精神的独立性を具体的に支えるものとして要請される関係である。
- (4) 「職業専門家としての能力及び正当な注意の原則」は、倫理規則第 1 章総則にある基本原則の 1 つである。
- (5) 独立性を阻害する 5 つの要因の 1 つである「擁護」とは、会員が依頼人と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利益に過度にとらわれること、若しくはそれらの者の業務を安易に受け入れることをいう。
- (6) ライブドア事件が発生した後、それをきっかけに監査基準委員会報告 900「監査人の交代」が改正され、監査人の交代時の引継ぎの手続が厳格化された。

問 事務所貸与のパソコンや携帯電話を保有してクライアントへ往査する場合、どのような点に注意すべきか、簡潔に 4 つ挙げなさい。

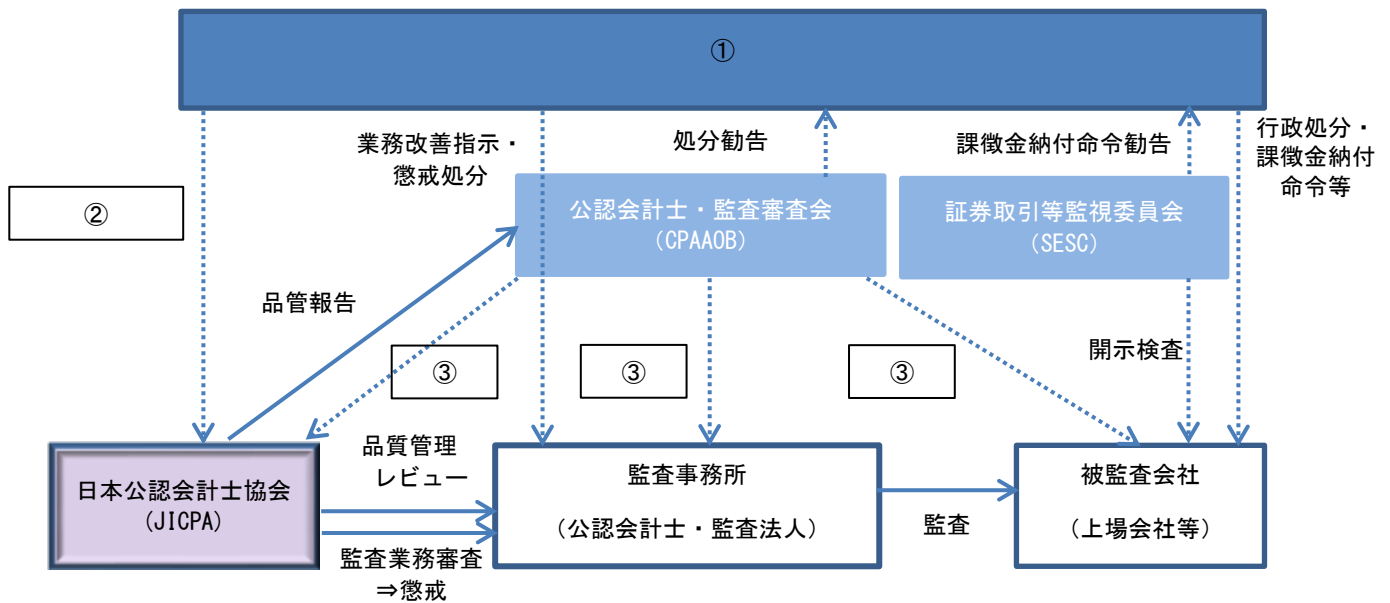
問 公認会計士による株式の内部者取引（インサイダー取引）は、日本公認会計士協会の規則違反として、協会による懲戒処分の対象となるが、なぜ処分の対象となるのか、その理由を簡潔に答えなさい。

問 あなたが主査をしているクライアント（小売業 2 月決算）は、この 11 月から販売促進のため、ポイント制度を採用した。お買い上げ金額に応じてポイントを付与し、次回以後の買物に利用できるものである（有効期間 1 年）。決算前のクライアントとのミーティングで、あなたがポイントの残高に応じた引当金を設定すべきであるとクライアントに主張したところ、クライアントから、逆にどれだけ引当金を設定すべきでしょうかと質問を受けた。ポイントの使用実績に基づいて基準を設定しようにも、まだ長年のデータの蓄積はない。また、年末大売出し等もあり、未使用のポイントは相当額になる。

クライアントが決算で適切な引当金を計上するために、クライアントに説明をするにあたって、独立性の観点からどのように行動すべきか。また、その理由を簡潔に答えなさい。

< 監査事例研究 >

問 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。



- (語群)
- 業務改善命令 証券取引等監視委員会 退会勧告 金融庁 検査
 - 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 綱紀審査制度
 - 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会 戒告 除名
 - 品質管理レビュー制度 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消
 - 行政処分請求 財務会計基準機構 監査業務審査・規律調査制度

問 日本公認会計士協会の自主規制の取組について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

(1)	職業規範（倫理規範及び実務指針等）の整備
(2)	継続的専門研修（CPE）制度
(3)	①
(4)	②
(5)	③

- (語群)
- 業務改善命令 証券取引等監視委員会 退会勧告 金融庁 検査
 - 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 綱紀審査制度
 - 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会 戒告 除名
 - 品質管理レビュー制度 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消
 - 行政処分請求 財務会計基準機構 監査業務審査・規律調査制度

問 日本公認会計士協会の懲戒処分の種別について、以下の空欄①～④に当てはまる適切な名称を末尾の語群から選びなさい。

種別	内容
①	会員及び準会員の義務違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止	会員及び準会員の義務違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間に亘り停止する懲戒処分
②	会費の長期滞納及び変更登録義務違反の準会員が会員権停止1年の懲戒処分を受けてもなお事態の改善が見られない場合の懲戒処分
③	会員及び準会員の義務違反に対し、協会から [③] する懲戒処分
④	金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

(語群)
 業務改善命令 証券取引等監視委員会 退会勧告 金融庁 検査
 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 綱紀審査制度
 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会 戒告 除名
 品質管理レビュー制度 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消
 行政処分請求 財務会計基準機構 監査業務審査・規律調査制度

問 日本公認会計士協会の自主規制に関する次の文章について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

- (1) 会社の IR、監査ホットラインへの通報、新聞などで報道された問題等に係る個別の監査事案については、 [①] が監査実施状況及び監査意見の妥当性について審査を行い、改善が必要と認められた会員に対して、会長が勧告又は指示を行う。また、より深度ある調査が必要と認められた場合には、当該監査事案は [②] に回付される。
 [②] では、 [①] から回付された監査事案、倫理に関わる事案及び協会の会則により付託される事案について、その法令、会則及び規則違反事実の有無及び懲戒処分の要否について調査及び審議し、懲戒処分が必要と認められた場合には [③] に審査要請を行う。
 なお、 [①] 及び [②] の活動は、有識者により構成される監査業務モニター会議へ定期的に報告し、モニタリングされている。
- (2) [③] では、 [②] の処分提案に基づいて審査要請を受けた事案について、衡平な審査を行い、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡す。
 関係会員は、 [③] の審査結果に不服がある場合には、不服審査会に不服申立をすることができる。その場合に不服審査会は、当該申立について審査を行い、 [③] への事案の差戻し又は不服申立を棄却する。
 [③] の審査結果について関係会員から不服申立がなされなかった場合、又は不服審査会において不服申立が棄却された場合には、会長は、会則に基づく懲戒処分を行う。
 なお、これら [③] 及び不服審査会の活動は、有識者により構成される監査業務モニター会議に定期的に報告し、モニタリングされている。

(語群)
 2年以内の業務停止 監査法人 証券取引等監視委員会 綱紀審査会 レビュー
 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 監査業務審査会
 規律調査会 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会
 品質管理審議会 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消
 会員権停止 財務会計基準機構 公認会計士 業務改善命令 除名

問 1. 金融庁の行政処分について、以下の空欄①～④に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

①	②
(懲戒)	(懲戒)
戒告	戒告
2年以内の業務停止	2年以内の業務停止
③	④
	解散命令
(課徴金納付命令)	(課徴金納付命令)

2. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の語群から選びなさい。

(1) 金融庁ライン

- ・ ① は、監査事務所が適正に監査を実施しているか、監査事務所を検査する。
- ・ ① の検査の結果、監査事務所に問題があった場合は、① は金融庁に処分勧告を行う。
- ・ 金融庁は、① の処分勧告を検討した上で、問題があった監査事務所に対し、業務改善指示・懲戒処分を行う。

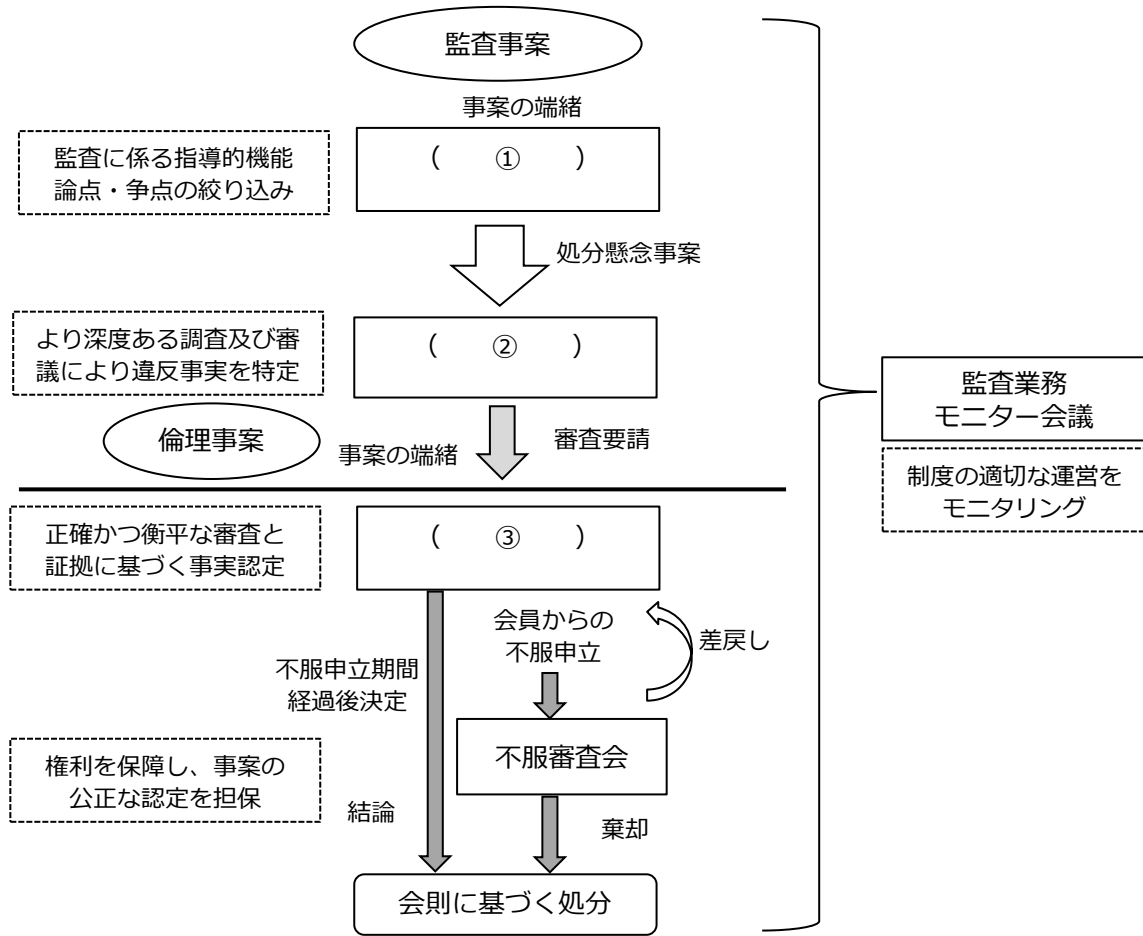
(2) ② ライン

- ・ ② の品質管理委員会は、監査事務所の品質管理体制を③ し、問題のある監査法人には、改善勧告を行う。
- ・ ② は定期的に又は必要に応じて③ の結果を① に報告する。

(語群)

2年以内の業務停止 監査法人 証券取引等監視委員会 綱紀審査会 レビュー
 公認会計士・監査審査会 日本公認会計士協会 常務理事会 監査業務審査会
 規律調査会 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 倫理委員会
 品質管理審議会 紛議調停委員会 日本取引所自主規制法人 登録の抹消
 会員権停止 財務会計基準機構 公認会計士 業務改善命令 除名

問 日本公認会計士協会の自主規制について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な組織の名称を語群から選びなさい。



【語群】

証券取引等監視委員会	紛議調停委員会	財務会計基準機構	綱紀審査会
公認会計士・監査審査会	日本公認会計士協会	監査業務審査会	常務理事会
日本経済団体連合会	企業会計基準委員会	倫理委員会	規律調査会
品質管理審議会	2年以内の業務停止	業務改善命令	除名
日本取引所自主規制法人	登録の抹消	会員権停止	戒告

問

I. 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び監査基準委員会報告書について、以下の問に答えなさい。

1. 不正リスク対応基準に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、経営者等の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。
 - (2) 監査人は、職業的懐疑心を保持して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。
 - (3) 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない。
2. 財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 経営者等の信頼性や誠実性に関する監査人の過去の経験に基づき、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意する。
 - (2) 不正な財務報告による重要な虚偽表示リスクに関するリスク対応手続としても、特定の事業所の現地棚卸に予告なしに立ち会うことはしてはならない。
 - (3) 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況として、企業の記録と確認状の回答に説明のつかない重要な差異があることが挙げられる。
3. 評価したリスクに対応する手続に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、全般的な対応を立案し実施しなければならない。
 - (2) 監査人は、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。
 - (3) 監査人は、リスク対応手続の立案に当たって、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手しなければならない。
4. 監査証拠に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査証拠の十分性と適切性は相互に関連する。数多くの監査証拠を入手すれば、監査証拠の質の低さは必ず補完できる。
 - (2) 質問は、重要な監査証拠を提供することがあり、虚偽表示の証拠を提供する可能性もあるため、通常、質問のみでアサーション・レベルの重要な虚偽表示がないことについて十分な監査証拠を提供する。
 - (3) 監査人は、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならない。

II. 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び監査基準委員会報告書について、以下の問に答えなさい。

1. 不正リスク対応基準に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 不正リスク対応基準では、不正リスクの評価の段階においてのみ、職業的懐疑心を発揮することを求めている。
 - (2) 監査人は、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であるが、そのためには、監査人として職業的懐疑心を保持していればよい。
 - (3) 監査を行うに際しては、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点をとる。
2. 財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には、必ず不正リスクがあると推定しなければならない。
 - (2) 監査人は、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合であっても、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかについては判断する必要はない。

- (3) 評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対しては、当該アサーションについて不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合力が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなければならない。
3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象の例として、経済的に不安定な地域における事業運営、新規事業への参入、期末の関係会社間取引及び巨額の収益計上を含む非定型的な取引等が挙げられる。
 - (2) 企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等はあるが、特定の重要な虚偽表示リスクは生じない。
 - (3) 企業の目的と戦略は、時とともに変化する性質のものではないため、事業上のリスクには影響を及ぼさない。
4. 会計上の見積りの監査に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) 監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに基づいて、会計上の見積りを行う方法が適切であるかどうかを判断しなければならないが、見積り方法の継続性については特に判断する必要はない。
 - (2) 監査人の見積額が監査証拠により裏付けられている場合には、監査人の見積額と経営者の見積額との間の差額は虚偽表示となる。
 - (3) 会計上の見積りにより特別な検討を必要とするリスクが生じている場合であっても、評価した重要な虚偽表示リスクに対する実証手続のみでよく、経営者が使用した重要な仮定の合理性を評価する必要はない。

Ⅲ. 財務報告に係る内部統制基準・実施基準及び監査基準委員会報告書について、以下の問に答えなさい。

1. 職業的専門家としての懐疑心に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施しなければならない。
 - (2) 職業的懐疑心は、監査証拠を客観的に評価するために必要である。
 - (3) 過去の経験に基づいて、経営者等は誠実であると認識していれば、職業的懐疑心を保持する必要性は軽減される。
2. 財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、不正リスク要因を考慮し、財務諸表全体についてのみ不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。
 - (2) 不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクであっても、場合によっては、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わない。
 - (3) 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況として、勘定残高の通例でない変動や趨勢の変化、期末日近くに経営成績に重要な影響を与える通例でない修正などが挙げられる。
3. 内部統制監査に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、内部統制の改善を評価する手続を実施するなど、期末に監査計画を修正しなければならない。
 - (2) 監査人は、内部統制の評価の範囲の妥当性を判断するため、経営者が当該範囲を決定した方法及びその根拠の合理性を検討しなければならない。
 - (3) 監査人は、業務プロセスに係る内部統制の評価の検討に当たって、業務プロセスを十分に理解した上で、経営者が統制上の要点を適切に選定しているかを評価しなければならない。この際、全社的な内部統制の評価の状況を勘案する必要はない。

4. グループ監査に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
- (1) グループ監査チームは、グループ全体統制を含む、グループとその構成単位の環境の理解を深め、連結プロセスを理解する。
 - (2) グループ監査チームが理解する連結プロセスには、グループ経営者が構成単位に送付する決算指示書は含まれない。
 - (3) グループ監査チームは、グループ全体の環境を理解する必要があるが、構成単位レベルでの環境の理解は必要ない。

問 以下の状況において、各アサーションに対する重要な虚偽表示リスク及び当該虚偽表示リスクに対応する監査手続を答えなさい。

1. 売上の実在性

①

- ・ 会社は不動産売買、仲介、コンサルティングを業としていた。従来、不動産開発に係る業務は行っていなかったが、業績低迷している中で、A社のα物件に関する不動産共同開発事業に開発資金を10億円拠出した。なお、会社社長はA社の社長も兼務していた。
- ・ α物件の不動産共同開発事業に係る契約書は、大規模な不動産開発にもかかわらず、契約期間が3か月となっており、3か月後には拠出金+5%の配当が返還されることとなっていた。
- ・ 開発資金拠出後の期末日近くに、会社はA社と不動産業務委託契約を締結し、β物件の売買契約に関する役務提供として業務委託報酬5億円を売上計上した。
- ・ 期末において、会社はα物件の事業開発資金が回収できないとして貸倒懸念債権とし、貸倒引当金を5億円計上した。

②

- ・ 会社は半導体関連の機械装置を、販売代理店を介して販売しており、業績アップの圧力の強い企業風土であった。
- ・ 前期の売上債権の多くが滞留している中、当期においても期末日近くに年間売上の7割を超えるような多額の売上が計上された。
- ・ 売上債権の確認状は、2期連続して、残高確認の多くが未検収のため不一致で回答され確認差異が生じているもの、又は回答が入手できない販売先が多々ある状況であった。また、会社の記録と確認状の回答に説明のつかない重要な差異があるものもあった。

③

- ・ 会社は、ソフトウェア販売を行っており東証マザーズに上場していたが、上場廃止基準である年間売上高1億円を達するのが難しい状況にあった。
- ・ 期末日近くに1件の多額のソフトウェア販売取引が行われたことにより、売上高1億円を達成した。
- ・ 当該ソフトウェア販売取引は販売代理店を介した取引であったが、従来会社は販売代理店を介する取引は行っておらず、この販売代理店も会社にとって新規の取引先であった。
- ・ 販売取引契約日に納品と同時に販売代金が入金され、同日に仲介手数料（販売代金の50%）も支払われた。

2. のれんの評価

- ・ 会社は債務超過のS社を高額で買収し連結子会社とした。買収に当たっては、連結財務諸表上、多額ののれんが計上された。
- ・ 取得後数期間経過し、S社の業績は每期若干の黒字を計上してはいたが、当初取得時の事業計画を大きく下回り、每期債務超過となっていた。
- ・ 会社は、每期S社の事業計画を見直し、20年以内に簿価まで回復可能であるとしてS社株式を減損していなかった。また、連結上ののれんも、每期若干の黒字を計上しているという理由で減損の兆候に当たらないと判断していた。
- ・ 会社の事業計画の見直しは、子会社取得時の当初の計画から大幅に変更された内容であり、また、S社の業績は、修正された事業計画からも大幅に下回っていた。

3. 棚卸資産の実在性

- ・ 会社は、数期間にわたり業績が低迷していた。
- ・ 会社の棚卸資産は大部分が外部倉庫に預けられており、また、加工工場に対しては無償支給による預け在庫があった。
- ・ 棚卸資産は、会社にとって重要性の高い勘定科目であった。
- ・ 決算作業で使用された「棚卸資産評価表」や「在庫一覧表」は会社が手作業によって計算ソフト（エクセル等）で作成した資料であった。
- ・ 会社は外部倉庫については在庫確認で済ませていた。在庫確認は、会社が作成した「預け在庫一覧表」を確認状に添付して、それに倉庫業者の社印を押印してもらう形式であり、回答は常に一致であった。

4. 仕掛品の実在性

- ・ 会社は、業績達成のプレッシャーが強い企業風土であった。
- ・ 会社が行っていた取引は、直送取引であったが、会社の直接の取引先（仕入先又は販売先）ではなく、その先のメーカーからエンドユーザーへ直送されるという取引となっていた。
- ・ 会社が販売先へ納品処理してもエンドユーザーが未検収の状態であれば、仕掛品として計上するという会計処理をしていた。
- ・ 期末時点で、仕掛品として計上された取引（エンドユーザーが未検収扱いの取引）が多額に存在しており、仕掛品は漸次増加していた。
- ・ ただし、仕入取引に係る出金は約定通りに行われていた。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning